

第5章 環境保全のための措置

第5章 環境保全のための措置

本計画における環境保全のための措置は、表5-1(1)～(4)に示すとおりである。

本計画では、工事中及び供用時の環境要因について、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲で低減するために、環境保全のための措置を講ずる計画である。

表5-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境影響要因	環境保全のための措置
温室効果ガス	建築物の存在 (供用時)	<p>供用時に排出される温室効果ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根や屋外等の断熱材の高性能化等により空調負荷低減を図る。 ・高効率な給湯器ヒートポンプ等の採用により、エネルギーの使用量及び温室効果ガス排出量の削減を図る。 ・Low-e 複層ガラスの採用等により空調負荷低減を図る。 ・導入可能な範囲で人感センサーや段階調光照明を採用し、エネルギー使用の合理化を図る。 ・脱炭素エネルギー源の利用として、可能な限り可能な限り発電効率の良い太陽光パネルを設置する。 ・空調設備は適切なゾーニング設定を行い、エネルギーを効率的に利用する。 ・共用部の冷暖房設備については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、環境負荷の低減に配慮し、R32 冷媒仕様の機器を選定し、フロン類の使用量の抑制に努める。
大気質	建設機械の稼働・工事用車両の走行 (工事中)	<p>建設機械の稼働に伴う大気質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地外周には高さ3mの仮囲い（鋼板）を設置する。 ・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・施工方法や手順等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を行わないよう作業の平準化に努める。 ・建設機械のオペレーターに対し、新規入場時の教育等により、フル出力での稼働の抑制、待機中のアイドルリング、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる。 ・建設機械は、定期的に点検・整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの追加等、粉じんの飛散防止に努める。 <p>工事用車両の走行による大気質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や手順等を十分に検討し、工事用車両が特定の期間・時間に集中しないよう平準化に努める。 ・工事用車両には、最新規制適合車等のより低公害な車両を積極的に使用するよう指導する。 ・工事用車両の運転者に対し、新規入場時の教育等により、待機中のアイドルリングストップ、エコドライブの励行を徹底させる。 ・工事用車両の計画地内での待機や、計画地内への円滑な出入りのための交通誘導により、計画地外での待機が極力発生しないよう調整を図る。 ・工事用車両は、定期的な点検・整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・土砂等の搬出入にあたっては、搬出入車両の荷台にシートカバーを着ける等による粉じんの飛散防止策を実施する。 ・周辺の道路の清掃を十分に行う。 ・工事用車両の出入口には交通誘導員を配置し、出入口付近での渋滞発生の抑制に努める。 ・工事作業員の通勤にあたっては、公共交通機関を利用するよう指導する。 ・車両退出時には、必要に応じてタイヤを洗浄するとともに、適宜道路の清掃を行う。

表 5-1(2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境影響要因	環境保全のための措置
土壌汚染	工事の影響 (工事中)	<p>工事中に発生する土壌汚染の影響の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に際して新たな汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法に則り、適切な防止措置を実施する。 ・工事中は、敷地境界付近に仮囲いを設置し、敷地外への土壌飛散防止を図る。 ・掘削、積込作業等の土壌が飛散するおそれがある場合には、適宜、土壌の飛散防止を図る。 ・工事用車両が場外に退出する際は、タイヤ等に付着した土壌を清掃する。 ・作業員が場外に退出する際は、作業靴等の付着した土壌を清掃する。 ・汚染土壌の搬出に際しては、運搬中の荷崩れや飛散防止の対策を講じるとともに、運搬車両のタイヤ・車体を搬出前に洗浄する。また、シートで覆う等の運搬に関する基準を遵守する。 ・汚染土壌の場外処理を行う場合は、許可を得た汚染土壌処理業者に委託する。
騒音	建設機械の稼働・工事用車両の走行 (工事中)	<p>建設機械の稼働による騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や手順等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を行わないよう作業の平準化に努める。 ・建設機械のオペレーターに対し、新規入場時の教育等により、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる。 ・建設機械は、定期的に点検・整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・可能な限り最新の低騒音型建設機械の使用及び低騒音な施工方法の採用に努める。 ・工事区域の外周に高さ 3m の鋼板による仮囲いを設置し、騒音の低減に努める。 ・仮囲いには、騒音計を設置する。 <p>工事用車両の走行による騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や手順等を十分に検討し、工事用車両が特定の期間・時間に集中しないよう平準化に努める。 ・工事用車両の運転者に対し、新規入場時の教育等により、エコドライブの励行を徹底させる。 ・工事用車両は、定期的な点検・整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・工事用車両の出入口には交通誘導員を配置し、出入口付近での渋滞発生の抑制に努める。 ・工事作業員の通勤にあたっては、公共交通機関を利用するよう指導する。
振動	建設機械の稼働・工事用車両の走行 (工事中)	<p>建設機械の稼働による振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や手順等を十分に検討し、建設機械の集中稼働を行わないよう作業の平準化に努める。 ・建設機械のオペレーターに対し、新規入場時の教育等により、急発進等の禁止を徹底させる。 ・建設機械は、定期的に点検・整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・可能な限り低振動な施工方法の採用に努める。 ・仮囲いには、振動計を設置する。 <p>工事用車両の走行による振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や手順等を十分に検討し、工事用車両が特定の期間・時間に集中しないよう平準化に努める。 ・工事用車両の運転者に対し、新規入場時の教育等により、エコドライブの励行を徹底させる。 ・工事用車両は、定期的な点検・整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・工事用車両の出入口には交通誘導員を配置し、出入口付近での渋滞発生の抑制に努める。 ・工事作業員の通勤にあたっては、公共交通機関を利用するよう指導する。

表 5-1 (3) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境影響要因	環境保全のための措置
一般廃棄物	人口の増加 (供用時)	<p>供用時に発生する一般廃棄物の種類、排出量及び処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系一般廃棄物については、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づき、住宅棟 1 階に廃棄物保管施設を設け、分別収集の徹底を促す。 ・供用時の住居から排出される一般廃棄物について、居住者に対して掲示物等により、ごみの減量化及び分別を促す等の啓発活動を行う。
産業廃棄物	工事の影響 (工事中)	<p>工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に伴って建設時に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の種類ごとに分別、保管、処理し、可能な限り再資源化を図る。 ・建設資材等の搬入の際は、過剰な梱包を控え、廃棄物の発生を抑制する。 ・廃棄物の処分を業者に委託する場合は、許可を得た専門業者に委託し、マニフェストを活用して適正な処理を行う。 ・廃棄物の搬出時においては、荷崩れや飛散等が生じないようにカバーシートを使用する等の適正な対策を講ずるとともに、規定積載量や走行速度を厳守し、周辺への影響を考慮した処置を実施する。
建設発生土	工事の影響 (工事中)	<p>工事中における建設発生土の量及び処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土は「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づいて、適切に処理、処分を行う。 ・建設発生土の搬出に際しては、飛散防止のため搬出車両の荷台にカバーシート等を使用する。
緑の質	緑の回復育成 (供用時)	<p>緑化計画で選定した植栽予定樹種の計画地における環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽基盤の整備にあたっては、土壌の入れ替えを行い、必要土壌量以上の良質な土壌を客土することにより良好な植栽土壌を確保する。 ・防風植栽としての効果が表れるよう、十分に成長した樹木を植栽する。 ・必要に応じて支柱を設置する等の転倒防止を図る。 ・緑の質の確保のため、施肥、除草・草刈り等の適正な維持管理を行う。 ・共同住宅・駐車場等の周囲について、計画的に植栽する大景木以外にも可能な限り緑地を確保するとともに、花や実を形成し、他の生物の生息・利用が期待される樹種を可能な範囲で選定する。
緑の量	緑の回復育成 (供用時)	<p>供用時における緑の量（緑被、全体の緑の構成）の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密度を考慮した植栽を行い、緑の創出、育成に努める。 ・大景木の植栽などにより、効果的な緑化を行う。 ・見通しの良い、安全・安心に配慮した植栽を行う。 ・施肥、除草・草刈り等の適正な維持管理を行う。 ・共同住宅・駐車場等の周囲について、計画的に植栽する大景木以外にも可能な限り緑地を確保するとともに、高木、中木、低木、地被類を組み合わせた樹種を可能な範囲で選定する。
景観、 圧迫感	建築物の存在 (供用時)	<p>主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の配置にあたっては、敷地境界線からの離隔距離を確保するとともに、計画地外周部に緑地を配置することにより、潤いが感じられる緑の景観を創出する。 ・計画建築物の色彩は、川崎市景観計画に基づき、周辺の建築物との調和に配慮したものとする。 <p>圧迫感の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画建築物の配置にあたっては、敷地境界線からの離隔距離を確保する。また、北側に大景木の植栽を行う等、緑の創出に配慮することにより、歩行者等の圧迫感の軽減に努める。 ・計画建築物の色彩は、川崎市景観計画に基づき、周辺の建築物との調和に配慮したものとする。

表 5-1(4) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境影響要因	環境保全のための措置
日照阻害	建築物の存在 (供用時)	<p>冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日影の影響を受ける範囲を低減するため、計画地北側敷地境界からの離隔を確保した建物の配置、形状とする等、建物計画に配慮する。
テレビ受信障害	建築物の存在 (供用時)	<p>計画建築物の建設により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な受信障害防止対策実施のため、問い合わせ窓口を設けて迅速な対応を図る。 ・工事中におけるクレーン未使用時にブームを電波到来方向に向ける等の適切な対策を講ずる。 ・計画建築物によるテレビ電波受信障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議して適切な対策を講ずる。
風害	建築物の存在 (供用時)	<p>計画建物の出現による風環境の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地の周囲には大景木による植栽を行い、防風効果を持たせる。 ・防風植栽以外にも、可能な限り常緑樹を植栽し、風環境の緩和に努める。
コミュニティ施設	人口の増加 (供用時)	<p>本計画に伴って発生する児童・生徒数が義務教育施設に及ぼす影響の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の実施にあたっては、新たに発生する児童・生徒数が、小・中学校施設に及ぼす影響を低減するために、川崎市に対して、事業計画の内容を事前に報告するとともに、供用後の児童・生徒数の増加に関連する住戸の入居状況等の報告を早急に行う。 <p>本計画に伴う人口の増加が集会施設に及ぼす影響の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居用共用スペースには、机や椅子、パーテーション等を適切に設置することにより、居住者による各種集会等の利用を図る。 <p>本計画に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地の西側および東側に公開空地を確保し、多目的な憩いの場としての利用を促す計画である。
交通安全、交通混雑	工事用車両の走行 (工事中)	<p>工事用車両の走行に伴い変化する交通安全の状況</p> <p>工事用車両の走行に伴う交通流（道路の混雑度、交差点の需要率）の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の通行にあたっては、児童の通学時間帯に配慮し、工事工程等の管理を行う。 ・施工方法や手順等を十分検討し、工事用車両が特定の期間・時間に集中しないよう平準化に努める。 ・工事用車両の計画地内での待機や、計画地内への円滑な出入りのための交通誘導により、計画地外での待機が極力発生しないよう調整を図る。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を日常的に行うとともに、ダンプトラック等には本事業の関係車両であることを示す表示を掲示することにより運転者の意識向上に努める。 ・工事用車両の出入口には、交通誘導員を配置するとともに、走行速度の抑制、安全確認の徹底を図ることから、児童等を含む歩行者等の安全の確保に努めるとともに、交差点付近での渋滞発生の抑制に努める。 ・工事作業員の通勤にあたっては、公共交通機関を利用するよう指導する。